

静 県 薬 第 510 号  
令和 6 年 10 月 4 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会  
会長 岡 田 国 一

### 訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和 6 年 10 月 2 日付け日薬業発第 245 号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

(医療機関等向け総合ポータルサイト)

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011664](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011664)

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木  
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028  
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 245 号  
令 和 6 年 10 月 2 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

### 訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、連絡がありました。

訪問診療等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）等に関しては、令和6年3月27日付け日薬業発第492号ほかにてお知らせしたところです。

今般、訪問診療等・訪問看護（医療保険）において暗証番号の入力又はマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であるかを医療関係者等が目視により確認する方法のいずれかを選択して実施できるアプリケーションが配信されました。詳細につきましては、以下のURLよりご確認ください。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（医療機関等向け総合ポータルサイト）

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011664](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011664)